

(1)畜水産モニタリング検査支援事業 (2)畜産物モニタリング検査加速化支援事業

支援対象者	生産者（個人・個社）、生産者（団体・協議会）、加工食品事業者（個社）、加工食品製造事業者（団体）、輸出事業者・商社（個社）
対象品目	(1)畜水産モニタリング検査支援事業：肉類、水産物 (2)畜産物モニタリング検査加速化支援事業：肉類
支援内容類型	・ 輸出先から求められる残留物質モニタリング検査等や生産海域における貝毒等のモニタリング検査に対応したい

支援内容	(ソフト支援) <ul style="list-style-type: none"> 輸出先が求める畜産物又は養殖魚介類の農薬、動物用医薬品等の残留物質モニタリング等の検査に必要な取組を支援 輸出先が求める二枚貝等の生産海域でのプランクトン及び貝毒等の検査に必要な取組を支援 		
申請要件	<ul style="list-style-type: none"> 本事業を行う意思及び具体的計画並びに的確に実施できる能力を有していること GFPコミュニティサイトに登録していること 等 		
申請先	輸出・国際局輸出支援課	公募時期	(1)令和4年2月上旬～下旬（予定） (2)令和4年4月以降を予定

問合先：農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課
 担当：溝部、重森、尾松 電話：03-3501-4079

畜水産モニタリング検査支援事業

【令和4年度予算概算決定額 194（200）百万円】

<対策のポイント>

輸出先国が求める、畜水産物の残留農薬等モニタリング検査、乳牛農場におけるブルセラ・牛結核検査、二枚貝の生産海域モニタリング検査について、民間団体等が実施するこれらの検査に要する経費を定額で支援します。

<事業目標>

- 米国及びEU向けの畜水産物の輸出額の拡大（772億円 [2025年まで]）
- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 畜産物モニタリング検査支援

輸出先国が求める畜産物の農薬、動物用医薬品等の残留物質モニタリング等の検査に係る経費を定額で支援します。

2. 水産物モニタリング検査支援

輸出先国が求める養殖魚介類の農薬、動物用医薬品等の残留物質モニタリング等の検査に係る経費を定額で支援します。

3. 生産海域モニタリング検査支援

輸出先国が求める二枚貝等の生産海域でのプランクトン及び貝毒等の検査に係る経費を定額で支援します。

（1、2の事業）

EU等から農薬、動物用医薬品等の残留物質モニタリング等検査の要求

国による残留物質等モニタリング計画の作成等

民間団体等による計画に基づいた残留物質モニタリング等検査の実施

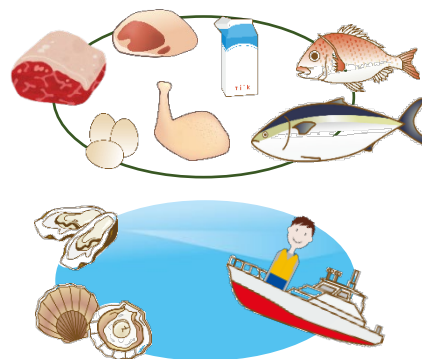
（3の事業）

EU等から二枚貝等の指定生産海域のモニタリング検査の要求

国や都道府県によるモニタリングのためのサンプリング計画の作成等

民間団体等による計画に基づいたプランクトン・貝毒等の検査の実施

民間団体等が実施する検査に要する経費を支援（定額）



<事業の流れ>



<対策のポイント>

マーケットインの発想に立った輸出の拡大に向け、輸出先国が求める、畜産物の残留農薬等モニタリング検査、乳牛農場におけるブルセラ・牛結核検査について、民間団体等が実施するこれらの検査に要する経費を支援します。

<事業目標>

- 米国及びEU向けの畜水産物の輸出額の拡大（772億円 [2025年まで]）
- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

<事業の内容>

畜産物モニタリング検査加速化支援事業

輸出先国・地域が求める畜産物の農薬、動物用医薬品等の残留物質モニタリング等の食品安全に係る検査に要する経費を支援します。

<事業イメージ>

EUや米国等から畜産物の農薬、動物用医薬品等の
残留物質モニタリング等検査の要求

国による残留物質等モニタリング計画の作成等

民間団体等による計画に基づいた残留物質モニタリング検査等の実施

<事業の流れ>

